

事務連絡
令和3年4月26日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた
出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御理解・御協力を頂き御礼申し上げます。

廃棄物処理事業者は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられ、新型コロナウイルスの感染拡大下においても処理を継続することが求められているところであり、廃棄物処理に従事されている皆様の御尽力に感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた職場への出勤等（テレワーク等）については、令和3年1月15日付け、2月2日付け、3月2日付け、4月2日付け及び4月16日付けの事務連絡で御協力をお願いしたところです。

今般、令和3年4月23日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を区域として、同年4月25日から5月11日までを期間とした緊急事態宣言が発出されました。また、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県及び沖縄県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされていたところ、4月23日付けで愛媛県が追加され、これら7県における実施の期間が5月11日までとされたところです。

基本的対処方針においては、緊急事態措置区域では人の流れを抑制するため、在宅勤務（テレワーク）の活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこととされています。また、重点措置区域でも、在宅勤務（テレワーク）等について、出勤者数の7割削減を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、「更に徹底」することとされています。さらに、緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の区域においても「在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を提言する取組」を実施することとされています。

このことに関して、4月23日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添事務連絡が発出されました。

廃棄物処理事業者の皆様におかれましては、引き続き廃棄物の適正処理のため

の事業継続を最優先にさせていただきながら、特に緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、オフィス部門等の可能な範囲でのテレワークの実施や、出勤が必要な部門でもローテーション勤務等の実施を更に徹底することとし、その他の区域においてはこれらの取組や時差出勤、自転車通勤等を引き続き推進することによって、人との接触を低減する取組を重ねて御協力をお願いいたします。

また、今回の緊急事態宣言は、ゴールデンウィークの短期集中対策として、一旦人の流れを止めるための強力な措置を講じるものであり、別紙に記載のとおり、感染が拡大している地域（首都圏、関西圏、宮城県、愛媛県、沖縄県等）にお住まいの方は、日中を含め、不要不急の外出や移動は避け、近場の外出でも、三密は避けること、また、こうした地域との往来については、延期、自粛、オンライン帰省の活用をすること、その他の地域でも、帰省・旅行、不特定多数が集まる場（イベント・集客施設等）に行くことは慎重に検討すること等とされていますので、ゴールデンウィークに向けた感染拡大防止策への御協力についても併せてお願いいたします。

つきましては、貴連合会におかれましてもこれらの内容について御承知おきいただくとともに、各都道府県協会及びその会員企業に周知くださいますようお願いいたします。